

# 商品概要説明書

## カードローン

(令和5年10月1日現在)

商品名	カードローン						
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当 J A の組合員の方。</li> <li>○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。</li> <li>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</li> <li>○生活の根拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</li> <li>○ J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。</li> <li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>						
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。						
契約金額	○10 万円以上 50 万円以内とし、10 万円単位とします。						
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。						
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変動金利とします。</li> <li>○ J A 所定の利率とします。</li> <li>○お借入利率には、年 1. 4 % の保証料を含みます。</li> <li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>						
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th style="width: 40%;">ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われま</p>	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額						
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高						
1 万円以上 50 万円以下	1 万円						

	す。
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（青森県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ご融資の際、保証機関に対して一円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店（所）または信用部（電話：0172-28-1121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）  第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）  仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	---

J A つがる弘前